

## 受託業者を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエートは以下のとおりです。

## ●配置予定技術者(企業)の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※1)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者(企業)の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。			9	34
		①技術士(総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」、又は「建設—建設環境」)又は、技術士(建設部門「都市及び地方計画」、又は「建設—建設環境」)を有する	①3	①3	①3		
		②RCCM(都市計画及び地方計画、又は建設環境)を有する	②1.5	②1.5	②1.5		
		③上記①②以外	③0	③0	③0		
資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	平成23年4月1日以降平成28年3月31日までに完了した下記の同種業務の実績を次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。)			15	
		同種業務:「観光かつサイン計画についての業務」、又は、「観光交通についての業務」	①5	①5	①5		
		①同種業務の実績が2件以上ある。	②2	②2	②2		
	②同種業務の実績がある。	③0	③0	③0			
	③上記①②以外						
	情報収集力	地域精通度	平成23年4月1日以降平成28年3月31日までに完了した王寺町又は奈良県の業務実績の有無について、次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。)			10	
①王寺町内における業務実績あり		①5	①5				
②奈良県内における業務実績あり		②2	②2				
	③上記①②③以外	③0	③0				
	専任制	手持ち業務量	公告時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する(特定後未契約の分を含む)(照査技術者としての実績は評価しない。)			6	6
①手持ち業務の契約金額1億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満		①3	①3				
	②上記以外	②0	②0				

※1 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、担当技術者の評価点の平均値により算出する。

※2 「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		※※	5	20
実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。			5	
	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			5	
その他	実施体制が本業務の目的に合致し、充実した体制になっている場合に優位に評価する。			5	

●評価テーマ

評価テーマ		評価の着目点		技術点		
		判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマ1に関する技術提案	王寺町観光ビジョンの策定方針について	①王寺町及び王寺町広域の観光特性について理解しているか。		※※	5	10
		②検討を進める上での基本的な考え方が適切であるか。			3	
		③インバウンド対策に対する調査・検討項目について具体的かつ適切に示されているか。			2	
評価テーマ2に関する技術提案	周遊ツール検討の業務方針について	①公共交通との連携の検討を行うにあたり、着目点が具体的であるか。		※※	5	10
		②王寺町の交通の利便性と公共交通のあり方を理解しているか。			3	
		③周遊ツールの検討を行うにあたり、留意すべき事項が的確に示されているか。			2	
評価テーマ3に関する技術提案	観光案内サイン整備計画の策定方針について	①王寺町の案内サインの現状を把握しているか。		※※	5	10
		②既存のサインと新規に製作するサインに関する考え方が具体的であるか。			3	
		③サインのデザインに関する提案が芸術性かつ実用性に富んでいるか。			2	
評価テーマ4に関する技術提案	明神山ゾーン形成の業務方針について	①明神山の特性と整備状況を理解しているか。		※※	5	10
		②山頂整備に関する着目点が具体的であるか。			3	
		③明神山を観光資源として最大限活用するための整備検討方針が適切であるか。			2	

※※の評価値は、審査員による5段階評価(100%・75%・50%・25%・0%)を行い、その平均点により算出する。

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計				100	
----	--	--	--	-----	--